

たつの市臨時記者発表資料	
発表年月日	令和5年5月10日（水）
担当課	福祉部児童福祉課
電話	0791-64-3153

報道機関各位

令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について

食費等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯を支援するため、国から「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

本市では、申請不要である「ひとり親世帯分の児童扶養手当受給者」へ、5月10日に支給する旨を通知し、5月24日に支給します。その他の対象者についても、順次支給していきます。

記

1 給付金の概要

(1) 支給対象者

ア ひとり親世帯分

下記の①～③のいずれかに該当し、対象児童を養育する方（①は申請不要、②③は申請必要）

①児童扶養手当受給者 令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方

②公的年金給付等受給者 公的年金等を受給している方で、令和5年3月分の児童扶養手当が全部支給停止の方又は児童扶養手当の認定を受けていない方のうち、収入額等が支給要件に該当する方

③家計急変者 食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の収入が減少し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入になった方で、収入見込額等が支給要件に該当する方

イ ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

下記の①②のいずれかに該当し、対象児童を養育する方（①は申請不要、②は申請必要）

①令和4年度給付金（ひとり親世帯以外分）受給者 令和4年度市町村民税均等割非課税者又は家計急変者で、令和4年度同給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）を受給した方

②上記以外の新たな家計急変者 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（一定の障害がある場合は20歳未満）の養育者で、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の収入が減少し、市町村民税非課税相当の収入になった方で、収入見込額等が支給要件に該当する方

※ア、イともに該当する場合は、いずれかのみ受給可

(2) 給付額 児童1人当たり一律5万円

2 本市における状況

(1) 支給対象者数（見込み）

ア ひとり親世帯分

①児童扶養手当受給者 486人（対象児童774人）

②公的年金給付等受給者、③家計急変者 50人（対象児童100人）

イ ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

①令和4年度給付金（ひとり親世帯以外分）受給者 337人（対象児童654人）

②上記以外の新たな家計急変者 130人（対象児童260人）

(2) 予算額 91,845千円（うち給付金89,400千円） ※国庫補助10/10

※詳細については、市ホームページ等でお知らせします。